

## 大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領（改正案）

## （趣旨）

第1条 この要領は、大阪府障がい者サポートカンパニー制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第2条 障がい者の雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を「大阪府障がい者サポートカンパニー」（以下「登録企業」という。）として登録し、その取組を広く府民に周知を図り、府と事業者が協力して障がい者の就労支援並びに障がい者の雇用を一層拡大することを目的とする。

## （大阪府の取組）

第3条 大阪府知事（以下「知事」という。）は、次の各号の取組を通して大阪府障がい者サポートカンパニー制度の普及啓発に努める。

- （1）登録企業への大阪府障がい者サポートカンパニーロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）の交付とその積極的な使用。
- （2）登録企業の障がい者雇用等に関する取組をホームページやその他の広報媒体による情報発信。
- （3）大阪府が取り組む障がい者施策や就労促進に関する情報発信。

## （登録企業の取組）

第4条 登録企業は、次の各号の取組を通して大阪府障がい者サポートカンパニー制度の普及啓発に努める。

- （1）ロゴマークを会社案内や名刺等に使用する等の普及啓発。
- （2）自らが取り組む障がい者雇用や就労促進に関する情報発信。
- （3）その他、大阪府が実施する障がい者の雇用又は就労支援施策の協力。

2 ロゴマークの使用については、任意のサイズで使用できるものとし、白黒使用も可能とする。ただし、一部が欠けた状態での使用については認めない。

## （登録の要件）

第5条 知事は、別に定める要件を満たしている事業者を「大阪府障がい者サポートカンパニー」として登録することができる。

2 知事は、別に定める要件を満たしている事業者を「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」として登録することができる。

## （登録の申請）

第6条 前条の登録を受けようとする事業者は、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録申請書

(様式第1号)」に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 事業の概要がわかる書類 (HPのリンクも含む)

(2) 障がい者雇用状況がわかる書類

① 障害者雇用状況報告義務がある事業者 (障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項)

登録申請日の直前に国へ報告した「障害者雇用状況報告書」の写し。

ただし、国への報告 (6月1日現在) 後に法定雇用障がい者数を達成した場合は、

登録申請日の直前に国へ報告した「障害者雇用状況報告書」の写し及び、「大阪府障がい者サポートカンパニー障がい者雇用状況報告書」(様式第2号)

② 障害者雇用状況報告義務のない事業者の場合

「大阪府障がい者サポートカンパニー障がい者雇用状況報告書」(様式第2号)

(3) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児支援事業者の場合は、指定書の写し

(4) その他、知事が必要とする書類

(登録の決定)

第7条 知事は、事業者から提出された申請書の内容を審査し、第5条第1項の登録をするときは「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証 (様式第3号。以下「登録証」という。)」を登録企業に交付するものとする。また、第5条第2項の登録をするときは、「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録証 (様式第4号。以下「優良企業登録証」という。)」を登録企業に交付するものとする。

2 知事は前項の審査のため、当該事業者に現地調査を求めることができるものとする。

3 登録の有効期限は、登録日から起算して2年を経過した日以降における最初の3月31日までとする。

(登録の更新)

第8条 登録企業が登録の更新を希望するときは、有効期限日の6か月前から10日前までの間に、申請を行うものとする。ただし、有効期限の10日前が閉庁日であるときは、翌開庁日までとする。

2 前項の手続等については、第6条及び前条を準用する。

(登録の変更)

第9条 登録企業は、次の各号に該当するときは、「大阪府障がい者サポートカンパニー変更届 (様式第5号)」により変更の届けを提出しなければならない。

(1) 事業者の名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(登録の辞退)

第10条 知事は、登録企業から「大阪府障がい者サポートカンパニー登録辞退届 (様式第6号)」

により、登録辞退の届けがあったときは、これを受領するものとする。

2 登録を辞退する事業者は「登録証」または「優良企業登録証」を知事に返還しなければならない。

#### （電子情報処理組織の使用）

第 11 条 第 6 条、第 9 条、第 10 条に掲げる申請、届出（以下、「申請等」という。）は、その規定にかかわらず、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機と当該申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。また、その申請等は、大阪府障がい者サポートカンパニー登録申請書（様式第 1 号）、大阪府障がい者サポートカンパニー障がい者雇用状況報告書（様式第 2 号）、大阪府障がい者サポートカンパニー変更届（様式第 5 号）及び大阪府障がい者サポートカンパニー辞退届（様式第 6 号）により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。

2 前項の規定により行われた申請等は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

#### （登録の取消し）

第 12 条 知事は、登録企業が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取消すことがある。

（1）第 5 条の要件に該当しないことが明らかになったとき。

（2）その他登録企業として適当でない事由が生じたとき。

2 知事は、前項に基づき取消すときは、登録企業に通知する。

3 登録を取消された事業者は「登録証」または「優良企業登録証」を知事に返還しなければならない。

#### （事務の所掌）

第 13 条 この要領に係る事務は、福祉部障がい福祉室自立支援課、商工労働部雇用推進室就業促進課及び教育庁教育振興室支援教育課にて所掌する。

#### （その他）

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

#### 附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 11 月 16 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 から施行する。

## 大阪府障がい者サポートカンパニー登録基準（改正案）

1 大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領第5条第1項の登録要件は以下のとおりとし、(1)～(8)のすべての要件を満たしている事業者を登録するものとする。

(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という）に基づく障がい者雇用等に関し、事業者別の①～③の要件を満たしていること。

①障害者雇用状況報告義務のある事業者（指定障害福祉サービス等事業者を除く）

法第43条第7項に基づく「障害者雇用状況報告書」の報告時点（申請日直前の6月1日現在）または申請日時点で、法定雇用障がい者数が不足していないこと。

なお、法第44条及び45条に該当する場合の取り扱いについては、ア～エの通りとする。

ア 特例子会社制度（法第44条）

特例子会社制度の認定を受けている場合は、申請主体は親事業主及び特例子会社とし、親事業主及び特例子会社を合算した法定雇用障がい者数が不足していないこと。

イ 関係会社特例（法第45条）

関係会社特例の認定を受けている場合は、申請主体は親事業主、特例子会社及び関係会社とする。親事業主または特例子会社が申請主体の場合、親事業主、特例子会社及び関係会社を合算した法定雇用障がい者数が不足していないこと。また、関係会社が申請主体となる場合は、関係会社単体での法定雇用障がい者数が不足していないこと。

ウ 企業グループ算定特例（関係子会社特例）（法第45条の2）

企業グループ算定特例の認定を受けている場合は、申請主体は親事業主及び関係子会社とし、申請主体の親事業主もしくは関係子会社単体での法定雇用障がい者数が不足していないこと。

エ 事業協同組合等算定特例（法第45条の3）

事業協同組合等算定特例の認定を受けている場合は、申請主体は事業協同組合等または特定事業主とし、事業協同組合等が申請主体の場合、事業協同組合等及び特定事業主を合算した法定雇用障がい者数が不足していないこと。また、特定事業主が申請主体となる場合は、特定事業主単体での法定雇用障がい者数が不足していないこと。

②障害者雇用状況報告義務のない事業者（指定障害福祉サービス等事業者を除く）

大阪府主催の障がい者雇用・就労支援に係るセミナー等への参加実績を有すること。

（過去3年度において1回以上）

③指定障害福祉サービス等事業者

運営する事業の中に指定障害福祉サービス事業及び指定障害児支援事業（以下指定障害福祉サービス等事業という）を含む事業者については、ア～エの要件すべてを満たしていること。

ア 就労継続支援A型利用者を除き、1人（障害者雇用率制度上の1カウント）以上の障がい者雇用をしていること。（障害者雇用状況報告義務のない事業者も含む）

イ 障害者雇用状況報告義務のある事業者については、法に基づく「障害者雇用状況報告書」の報告時点（申請日直前の6月1日現在）または申請日時点で、法定雇用障がい者数が不足していないこと。ただし、障害者雇用状況報告義務のない事業者については、本要件を満たすことを要しない。

ウ 法人が運営するすべての指定障害福祉サービス等事業について、障害者の日常生活及び社会生

活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）または児童福祉法に基づく指定日を起算日とし、申請日において1年以上が経過していること。

エ 法人が運営するすべての指定障害福祉サービス等事業について、過去3年度において、障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づく勧告、命令、効力停止又は指定の取消しを受けていないこと。

- (2) 大阪府内に本社又は事業所を設置していること。
- (3) 大阪府の障がい者の雇用・就労支援施策への協力又は協力意思があること。
- (4) 労働関係法規を遵守していること。
- (5) 障がい者福祉関係法規を遵守していること。
- (6) 過去3年度において、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく障がい者虐待の事実が認められていないこと。また、過去に当該判断を受けた場合には、判断内容に係る対応終結日から3年以上が経過しており、登録申請時点において当該事実が存在しないこと。
- (7) 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号のいずれかに該当する者又は反社会的勢力と関係を有していないこと。
- (8) その他登録企業として適当でない事由が存在しないこと。

2 大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領第5条第2項の登録要件は、事業者別の①～③の要件を満たしていることとする。

①障害者雇用状況報告義務のある事業者（指定障害福祉サービス等事業者を除く）

前項の（1）①及び（2）～（8）の要件をすべて満たしており、かつ、以下の（1）～（4）の要件のいずれかに該当する事業者を登録するものとする。

②障害者雇用状況報告義務のない事業者（指定障害福祉サービス等事業者を除く）

前項の（2）～（8）の要件をすべて満たしており、かつ、以下の（1）～（4）の要件のいずれかに該当する事業者を登録するものとする。

③指定障害福祉サービス等事業者

前項の（1）③及び（2）～（8）の要件をすべて満たしており、かつ、以下の（4）または（5）の要件のいずれかに該当する事業者を登録するものとする。

(1) 法定雇用障がい者数を超える障がい者雇用（申請日直前の6月1日現在または申請日時点）

ア 障害者雇用状況報告義務のある事業者

(ア) 常用雇用労働者数 **300** 人未満の事業者

法定雇用障がい者数を **1** 人（障害者雇用率制度上の1カウント）以上超過する障がい者雇用

(イ) 常用雇用労働者数 **300** 人以上の事業者

法定雇用障がい者数を **2** 人（障害者雇用率制度上の2カウント）以上超過する障がい者雇用

イ 障害者雇用状況報告義務のない事業者

**1** 人（障害者雇用率制度上の1カウント）以上の障がい者雇用

(2) 障がい者職場体験または実習の受入れ実績（過去 **2** 年度、毎年1人以上）

(3) 障がい者施設等への発注実績（過去2年度の合計 **25** 万円以上）

(4) 障害者雇用促進基金（大阪ハートフル基金）との協定締結（申請日時点）

(5) 大阪府施策への協力実績（ア～カのうちいずれか1つ以上）

- ア 大阪府主催の障がい者雇用・就労支援に係るセミナー等への協力実績  
(過去3年度における講師派遣、見学受入れ等)
- イ 大阪府精神障がい者社会生活適応訓練事業の協力事業所登録(申請日時点)
- ウ 大阪府ハートフルオフィス推進事業への協力実績  
(過去3年度におけるハートフルオフィス作業員雇用、研修講師派遣、見学・実習受入れ等)
- エ 難病患者の雇用実績  
(過去3年度における障害者総合支援法第4条第1項に定める難病患者の雇用)
- オ 大阪府主催の障がい者の文化芸術活動推進事業への協力実績  
(過去3年度における寄附、会場・現物の無償提供、後援等)
- カ 手話普及取組実績  
(過去3年度における従業員・関係者への手話講習会、手話による接客等)

3 年度は4月1日から翌年3月**31**日までとする。また、例えば過去2年度とは、申請日の属する年度の直前の年度から2年度とする。

(令和8年

最終改訂)

## 大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領（現行）

### （趣旨）

第1条 この要領は、大阪府障がい者サポートカンパニー制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 障がい者の雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を「大阪府障がい者サポートカンパニー」（以下「登録企業」という。）として登録し、その取り組みを広く府民に周知を図り、府と事業者が協力して障がい者の就労支援並びに障がい者の雇用を一層拡大することを目的とする。

### （大阪府の取組）

第3条 大阪府知事（以下「知事」という。）は、次の各号の取組を通して大阪府障がい者サポートカンパニー制度の普及啓発に努める。

- （1）登録企業への大阪府障がい者サポートカンパニーロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）の交付とその積極的な使用。
- （2）登録企業の障がい者雇用等に関する取組をホームページやその他の広報媒体による情報発信。
- （3）大阪府が取り組む障がい者施策や就労促進に関する情報発信。

### （登録企業の取組）

第4条 登録企業は、次の各号の取組を通して大阪府障がい者サポートカンパニー制度の普及啓発に努める。

- （1）ロゴマークを会社案内や名刺等に使用する等の普及啓発。
- （2）自らが取り組む障がい者雇用や就労促進に関する情報発信。
- （3）その他、大阪府が実施する障がい者の雇用又は就労支援施策の協力。

### （登録の要件）

第5条 知事は、別に定める要件を満たしている事業者を「大阪府障がい者サポートカンパニー」として登録することができる。

2 知事は、前項の要件を満たしている事業者がさらに別に定める要件のいずれかに該当している場合に「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」として登録することができる。

### （登録の申請）

第6条 前条の登録を受けようとする事業者（就労継続支援A型事業所を除く）は、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

- （1）事業の概要がわかる書類。（HPのリンクも含む）

- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づく報告義務がある事業者は、登録申請日の直前に国へ報告した障害者雇用状況報告書の写し。
  - (3) その他、知事が必要とする書類。
- 2 前条の登録を受けようとする就労継続支援A型事業所は、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録申請書（様式第2号）」に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。
- (1) 事業の概要がわかる書類。（HPのリンクも含む）
  - (2) 指定書の写し。
  - (3) その他、知事が必要とする書類。

#### （登録の決定）

- 第7条 知事は、事業者から提出された申請書の内容を審査し、第5条第1項の登録をするときは「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）」を登録企業に交付するものとする。また、第5条第2項の登録をするときは、「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録証（様式第4号。以下「優良企業登録証」という。）」を登録企業に交付するものとする。
- 2 知事は前項の審査のため、当該事業者に現地調査を求めることができるものとする。
- 3 登録の有効期限は、登録日から起算して2年を経過した日以降における最初の3月31日までとする。

#### （登録の更新）

- 第8条 登録企業が登録の更新を希望するときは、有効期限日の6か月前から10日前までの間に、申請を行うものとする。ただし、有効期限の10日前が閉庁日であるときは、翌開庁日までとする。
- 2 前項の手続等については、第6条及び前条を準用する。

#### （登録の変更）

- 第9条 登録企業は、次の各号に該当するときは、「大阪府障がい者サポートカンパニー変更届（様式第5号）」により変更の届けを提出しなければならない。
- (1) 事業者の名称
  - (2) 所在地
  - (3) 代表者

#### （登録の辞退）

- 第10条 知事は、登録企業から「大阪府障がい者サポートカンパニー登録辞退届（様式第6号）」により、登録辞退の届けがあったときは、これを受領するものとする。
- 2 登録を辞退する事業者は「登録証」または「優良企業登録証」を知事に返還しなければならない。

(電子情報処理組織の使用)

第 11 条 第 6 条、第 9 条、第 10 条に掲げる申請、届出(以下、「申請等」という。)は、その規定にかかわらず、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機と当該申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。また、その申請等は、大阪府障がい者サポートカンパニー登録申請書(様式第 1 号)、(様式第 2 号)、大阪府障がい者サポートカンパニー変更届(様式第 5 号)及び大阪府障がい者サポートカンパニー辞退届(様式第 6 号)により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。

- 2 前項の規定により行われた申請等は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

(登録の取消し)

第 12 条 知事は、登録企業が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取消すことがある。

(1) 第 5 条第 1 項の要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) その他登録企業として適当でない事由が生じたとき。

- 2 知事は、前項に基づき取消すときは、登録企業に通知する。

- 3 登録を取消された事業者は「登録証」または「優良企業登録証」を知事に返還しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 11 月 16 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

## 大阪府障がい者サポートカンパニー登録基準(現行)

1 大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領第5条第1項の登録要件は以下のとおりとし、これらの要件をすべて満たしている事業者を登録するものとする。

(1) 就労継続支援A型事業所を除く事業者の場合

- ア 大阪府内に本社又は事業所を設置していること。
- イ 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)に基づく障がい者雇用数が不足していないこと。ただし、法第43条第7項に基づく報告義務のない事業者については、障がい者雇用数の要件を満たすことを要しない。
- ウ 大阪府が実施する障がい者の雇用及び就労支援施策への協力又は協力意思があること。
- エ 労働関係法規を遵守していること。
- オ 障がい者福祉関係法規を遵守していること。
- カ 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号のいずれかに該当する者又は反社会的勢力と関係を有していないこと。
- キ その他登録企業として適当でない事由が存在しないこと。

(2) 就労継続支援A型事業所の場合

- ア 就労継続支援A型事業所として指定を受けていること。
- イ 登録申請時点での利用者が2人以上いること。
- ウ 大阪府が実施する障がい者の雇用及び就労支援施策への協力又は協力意思があること。
- エ すべての利用者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。
- オ 労働関係法規を遵守していること。
- カ 障がい者福祉関係法規を遵守していること。
- キ 大阪府が実施する「就労人数調査」を提出していること。
- ク 指導権限を有する府又は市町村から、虐待等を理由とする指導(総合支援法第49条及び第50条に規定する勧告、命令、指定の取消)を受けていないこと。(経営改善計画の提出や軽微な指導は除く)
- ケ 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号のいずれかに該当する者又は反社会的勢力と関係を有していないこと。
- コ その他登録事業所として適当でない事由が存在しないこと。

2 大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領第5条第2項の登録要件は以下のとおりとし、(1)にあつては、これらの要件のうち、いずれかに該当している事業者を登録するものとし、(2)にあつては、ア及びイに加えてウからオの要件のうち、いずれかに該当している事業者を登録する。以下の要件に記載の年度は、4月1日から翌年3月31日までを1年度の単位とする。

(1) 就労継続支援A型事業所を除く事業者の場合

- ア 職場体験または実習の受け入れ  
過去2年間(申請日の属する年度の直前の2年度)に、毎年1人以上の障がい者の職場体験または実習を受け入れていること。
- イ 障がい者施設等への発注実績  
過去2年間(申請日の属する年度の直前の2年度)の障がい者就労施設等への発注実績が合計25万円以上であること。

ウ 法定雇用数を超える雇用

登録申請日の直前の障がい者雇用状況報告数(6月1日現在)で、次の基準を満たしていること。

- ・常用雇用労働者数300人未満の企業等⇒法定雇用障がい者数を1人以上超過して雇用
- ・常用雇用労働者数300人以上の企業等⇒法定雇用障がい者数を2人以上超過して雇用

エ 障害者雇用促進基金(大阪ハートフル基金)との協定締結

障害者雇用促進基金(大阪ハートフル基金)との協定を登録申請日に締結していること。

オ 大阪府施策への協力実績

(ア) 過去3年(申請日の属する年度の直前の3年度)以内に、大阪府が主催する障がい者雇用・定着支援、就労支援にかかる各種研修やセミナーに、講師派遣や見学受入れ等の実績があること。

(イ) 申請日時点で大阪府精神障がい者社会生活適応訓練事業の協力事業所登録があること。

(ウ) 大阪府ハートフルオフィス推進事業に協力していること。

過去3年(申請日の属する年度の直前の3年度)以内に、ハートフルオフィス作業員の雇用実績、または府ハートフルオフィス推進事業が主催する研修等への講師派遣及び見学や実習の受け入れ実績があること。

(エ) 難病患者を雇用していること。

過去3年(申請日の属する年度の直前の3年度)以内に、障害者総合支援法第4条第1項に定める難病患者の雇用実績があること。

(オ) 大阪府が主催する障がい者の文化芸術活動推進事業に協力していること。

過去3年(申請日の属する年度の直前の3年度)以内に、当該事業に対する寄附、会場・現物の無償提供、後援実績があること。

(カ) 手話の普及に取り組んでいること。

過去3年(申請日の属する年度の直前の3年度)以内に、従業員その他関係者を対象とした手話の講習会等の実施、または商品やサービスの提供に際して、手話を用いたコミュニケーションを確保するなど、手話の普及に関する取り組みを行っていること。

(2) 就労継続支援A型事業所の場合

ア 利用者の賃金のすべてを生産活動に係る事業収入のみで支払っている。(経営改善計画の提出を求められていない)

イ 開設後、1年以上経過していること。

ウ 登録申請前年度の定員数に対する一般就労者数の割合が10%以上であること。

エ 過去3年間(申請日の属する年度の直前の3年度)で利用を開始した者の1年後事業所定着率が80%以上であること。ただし、一般就労に資する以下の理由での退所者は算定基礎から除外する。

(ア) 企業等への一般就労

(イ) 就労移行支援事業へのサービス変更

(ウ) 職業能力開発校、技術専門校等への入校

(エ) 入院、死亡

オ 過去2年間(申請日の属する年度の直前の2年度)、すべての利用者に対し、最低賃金を上回る給与を支払っていること。

(令和6年1月15日 最終改訂)